

○内閣府  
厚生労働省 令第八号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月五日

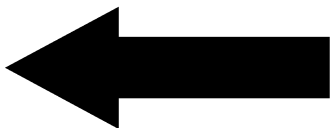
内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。  
厚生労働省

様式第一号を次のように改める。



様式第一号（第一条関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

{ 金融庁長官 殿 }  
{ 財務（支）局長 殿 }

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登 録 申 請 書

確定拠出年金法の規定により、確定拠出年金運営管理機関の登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登録番号※		登録年月日※		
申請者の商号又は名称		住 所	郵便番号 (       )	
資本金額	百万円		電話番号 (       )       -	
役員の氏名及び役職名	氏 名	役 職 名		
確定拠出年金運営管理業に係る営業所の名称等	名 称	設置年月日	所 在 地	
業務の種類及び方法				
他の事業の種類				
役員の内職状況	氏 名	他の法人の商号又は名称、業務の種類及び他に営んでいる事業の種類		
主要株主又は出資者	商号、氏名又は名称	住 所	持株数又は出資額	割合

(備考)

1. 「登録番号※」及び「登録年月日※」には、記載しないこと。
2. 登録免許税領収書は、登録申請書の正本の裏面に貼付すること。なお、副本には貼付することを要しない。
3. 登録事業所の名称等
  - ① 「住所」には、登記簿上の主たる営業所の所在地を記載すること。
  - ② 「資本金額」は、資本金額、出資の総額又は基金の総額を記載すること。
  - ③ 「役員」には、役員に相当する職にある者は全員を記載すること。
4. 営業所の名称等
  - ① 確定拠出年金運営管理業に係る全ての営業所を記載すること。
  - ② 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
5. 業務の種類及び方法  
次の各項目について記載すること。
  - ① 法第2条第7項各号に規定する運営管理業務のうち申請者が行う業務の内容（法第2条第7項のうち、該当する業務の号番号及び第1号の業務については、イ、ロ又はハのうち該当する番号を併せて記載すること）
  - ② 運営管理業務を行う地域（都道府県単位又はこれに準ずる単位で記載すること）
  - ③ 各業務の具体的な実施方法の概要
  - ④ 確定拠出年金運営管理業に係る報酬額の算定方法、受取方法及び支払時期
6. 他の事業の種類（該当しないときは、記載不要）  
業務の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。
7. 役員の兼職状況（該当しないときは、記載不要）  
業務の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。